

板橋区まちづくり事業支援要綱

(平成20年3月26日区長決定)

(令和7年2月1日 一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、地区特性に適した土地の有効利用、住環境の改善及び都市機能の更新等を行う自主的なまちづくりグループ及び板橋区が施行するまちづくり事業に対し、まちづくりコンサルタントを派遣することにより、まちづくり事業の推進を図り、安全で安心なうまいのあるまちづくりを促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくりコンサルタント まちづくりに関して専門の知識及び経験を有し、指導及び助言等を行う者をいう。
- (2) 権利者 板橋区（以下「区」という。）内に存する土地又は建物について所有権を有する者及び建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権を有する者
- (3) まちづくりグループ 次に掲げるいずれかに該当するものをいう。
 - ア) まちづくり協議会 各種まちづくりに関する条例又は要綱等によって設置された協議会等
 - イ) 都市計画提案予定者 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条の2第1項に規定する土地所有者等、同条第2項に規定するまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人及び民法第34条の法人その他の営利を目的としない法人
 - ウ) まちづくり団体 自主的なまちづくり活動を推進するため、区民及び権利者が自主的に設置した団体
 - エ) 区長が特に認めた者
- (4) まちづくり事業 良好な都市環境の整備を目的とする事業をいう。

(まちづくりコンサルタント派遣及び業務)

第3条 区長は、一団の土地の区域において、まちづくり事業を推進するための学習（以下「一次派遣業務」という。）、構想及び計画案の作成（以下「二次派遣業務」という。）又はまちづくり事業の実施に係る活動等（以下「三次派遣業務」という。）を行うまちづくりグループに対し、必要に応じて、まちづくりコンサルタントを派遣することができる。

2 区長は、区が施行するまちづくり事業に対し、まちづくりコンサルタントを派遣することができる。

3 前2項に定めるまちづくりコンサルタントが行う業務は、次の各号に掲げるいずれかのまちづくりに係る業務とする。

- (1) 一次派遣業務 まちづくり事業を推進するための指導及び助言
- (2) 二次派遣業務 まちづくりの構想及び計画案の作成並びに当該作成に必要な指導及び助言
- (3) 三次派遣業務 まちづくりの事業実施に係る活動

(まちづくりコンサルタントの登録の申請)

第4条 まちづくりコンサルタントは登録制とし、次の各号に掲げるいずれかの要件に該当する者及び法人が登録を受けようとするときは、まちづくりコンサルタント登録申請書（別記第1号様式）を区長に申請しなければならない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において、都市計画、都市再開発又は建築設計に関する課程を修め、卒業した者（法人以外に限る。）
- (2) 法人以外にあっては、都市計画、都市再開発又は建築設計に関し、15年以上の実務経験を有する者（法人以外に限る。）
- (3) 技術士、一級建築士、弁護士、税理士、不動産鑑定士、中小企業診断士等の資格を有する者（法人以外に限る。）
- (4) 前3号に掲げる者のほか、区長が特に前3号に掲げる者と同等又はそれ以上の知識、経験又は能力を有すると認めた者
- (5) 前各号に掲げるいずれかの要件に該当する者を、まちづくりコンサルタントとして担当させることができる法人（法人に限る。）

(まちづくりコンサルタントの登録)

第5条 区長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに審査し、登録の可否を決定し、まちづくりコンサルタント登録通知書（別記第2号様式）により、その旨を申請者に通知する。

2 区長は、前項の規定により登録した者及び法人（以下「登録コンサルタント」という。）をまちづくりコンサルタント登録名簿（別記第3号様式）に記載するものとする。

3 登録コンサルタントの登録の有効期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 1月1日から3月31日の間に登録を行った場合 登録を行った日から2年を経過する年の3月31日まで
- (2) 4月1日から12月31日の間に登録を行った場合 登録を行った日から3年を経過する年の3月31日まで

4 登録コンサルタントは、登録期間の延長を希望する場合は、まちづくりコンサルタント登録期間延長申請書（別記第4号様式）を区長に提出しなければならない。

5 区長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかに審査し、延長の可否を

決定し、まちづくりコンサルタント登録期間延長通知書（別記第5号様式）により、その旨を申請者に通知する。

- 6 前項の規定による登録期間の延長後の有効期間は、延長前の有効期間の末日から3年を経過する年の3月31日までとする。

（登録の変更、辞退及び取消し）

第6条 登録コンサルタントは、第4条に規定するまちづくりコンサルタント登録申請書の記載事項に変更があったときは、まちづくりコンサルタント登録変更届（別記第6号様式）により、区長に届け出なければならない。

- 2 登録コンサルタントは、登録を辞退するときは、まちづくりコンサルタント登録辞退届（別記第7号様式）を区長に提出しなければならない。

- 3 区長は、登録コンサルタントが前項の規定により登録を辞退したとき、別に定める登録の資格要件を失ったとき及び登録コンサルタントとして適当でないと区長が認めたときは、まちづくりコンサルタント登録取消通知書（別記第8号様式）により通知し、登録コンサルタント名簿から抹消するものとする。

（まちづくりコンサルタントの派遣の申請）

第7条 第3条第1項の規定により、まちづくりコンサルタントの派遣を受けようとするまちづくりグループ（以下「派遣申請者」という。）は、まちづくりコンサルタント派遣申請書（別記第9号様式）により、区長に申請しなければならない。

（まちづくりコンサルタントの派遣の決定）

第8条 区長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに審査し、派遣することが決定したときは、まちづくりコンサルタント派遣決定通知書（別記第10号様式）により、派遣しないことを決定したときは、まちづくりコンサルタント派遣不承認通知書（別記第11号様式）により、その旨を派遣申請者に通知する。

（まちづくりコンサルタントの選定及び派遣依頼）

第9条 前条の規定および区の施行するまちづくり事業により派遣する登録コンサルタントは、第5条第2項に定める登録コンサルタント名簿の中から区長が選定するものとする。

- 2 派遣申請者は、派遣されるコンサルタントの選定に関し、区長に対して要望することができる。

- 3 区長は、第1項の規定により、派遣する登録コンサルタントを選定したときは、当該登録コンサルタントに、派遣の依頼を行うものとする。

（業務報告）

第10条 まちづくりコンサルタントは、派遣に係る業務が終了したときは、速やかに、業務報告をまちづくりコンサルタント派遣実績報告書（別記第12号様式）

により、区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、必要に応じて、派遣したまちづくりコンサルタントに対して、業務状況の報告を求めることができる。

(費用の負担)

第11条 まちづくりコンサルタントの派遣に要する費用は、予算の範囲内で区が負担する。

2 前項の費用は、まちづくりコンサルタントの請求により直接支払うものとする。

3 前2項による区の負担額は、別表に定める算定基準により算定した額とする。ただし、算定した額が限度額を超えるときは、当該限度額をもって区の負担額とする。

(指導及び勧告)

第12条 区長は、派遣を受けたまちづくりグループに対して、この要綱の施行のために必要な限度において、指導又は勧告を行うことができる。

(委任)

第13条 この要綱の施行に関して必要な事項は、都市整備部長が定める。

付 則

(施行)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(板橋区まちづくりコンサルタント派遣要綱の廃止)

2 板橋区まちづくりコンサルタント派遣要綱(平成元年3月3日区長決定)は、廃止する。

(まちづくりコンサルタントの登録)

3 この要綱適用の際、現にまちづくりコンサルタントとして登録されている者は、この要綱により登録されたものとみなす。

付 則

この要綱の一部改正は、令和7年2月1日から施行する。

別表（第 1 1 条関係）

	(い)	(ろ)	(は)			(に)
業務内容	業務内容の細目	算定式	限度額			備考
			地域面積			
			5 ha 未満	5 ha 以上 10ha 未満	10ha 以上	
まちづくりに 係る業務	まちづくり事業を 推進するための指 導及び助言 (一次派遣業務)	業務回数 × 6 万円 ／回	3 0 万円			限度額 は、原 則とし て、年 度（4 月 1 日 から 3 月 3 1 日）単 位とす る。
	まちづくりの構想 及び計画案の作成 並びに当該作成に 必要な指導及び助 言 (二次派遣業務)		1 0 8 万円	1 8 0 万円	2 8 8 万円	
	まちづくりの事業 実施に係る活動 (三次派遣業務)		3 0 万円			
この表において、地域面積とは、要綱第 3 条第 1 項に規定する活動を行う一団の土地の面積とする。						

年 月 日

まちづくりコンサルタント登録申請書

（あて先）板橋区長

申請者 住所
氏名

〔 法人にあっては、その事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

板橋区まちづくり事業支援要綱第4条の規定に基づき、まちづくりコンサルタントとして登録を申請します。

記

- 1 申請者の氏名等
別紙のとおり
- 2 添付書類
 - （1）資格要件を証明する書面
 - （2）登記簿謄本および資格証明書
 - （3）業務経歴書
 - （4）その他業務内容を示す書類

別 紙

申請者の氏名等	個人の場合	住 所	電話 <u>メール</u>																											
		氏 名																												
	法人の場合	住 所	電話 <u>メール</u>																											
		会社名等																												
		代 表 者 職 氏 名																												
		社員等数	<table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;">技術系 () 名</td> <td style="border: none;">{</td> <td style="border: none;">建 築 () 名</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">土 木 () 名</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">都 市 工 () 名</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">経 済 () 名</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">そ の 他 () 名</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">事務系 () 名</td> <td style="border: none;">{</td> <td style="border: none;">営 業 () 名</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">事 務 () 名</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">そ の 他 () 名</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">合 計</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">() 名</td> </tr> </table>	技術系 () 名	{	建 築 () 名			土 木 () 名			都 市 工 () 名			経 済 () 名			そ の 他 () 名	事務系 () 名	{	営 業 () 名			事 務 () 名			そ の 他 () 名	合 計		() 名
		技術系 () 名	{	建 築 () 名																										
				土 木 () 名																										
			都 市 工 () 名																											
			経 済 () 名																											
		そ の 他 () 名																												
事務系 () 名	{	営 業 () 名																												
		事 務 () 名																												
		そ の 他 () 名																												
合 計		() 名																												
まちづくり コンサルタントとして 専従できる 担当社員名 等	(氏 名) (年 齢) (最終学歴) (免 許) (経験年数)																													
専 門 分 野																														

第 号
年 月 日

まちづくりコンサルタント登録通知書

様

板 橋 区 長

年 月 日付で申請のあったまちづくりコンサルタントの登録については、登録すること（登録しないこと）を決定したので、通知します。

記

登 録 す る	名 称	
	登録番号	
	登録年月日	
	有効期限	
登 録 し な い	理 由	

年 月 日

まちづくりコンサルタント登録期間延長申請書

（あて先）板橋区長

申請者 住所
氏名

〔 法人にあっては、その事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

板橋区まちづくり事業支援要綱第5条第4項の規定に基づき、まちづくりコンサルタントの登録期間の延長を申請します。

記

1 申請者 氏名 等	住所又は事務所の所在地	
	氏名又は名称	
	法人にあっては代表者の氏名	
	連絡先	<u>電話</u> <u>メール</u>
2	登録番号	
3	登録年月日	
4	有効期限	
5	添付書類	まちづくりコンサルタントとして専従することができる担当者氏名等

第 号
年 月 日

まちづくりコンサルタント登録期間延長通知書

様

板 橋 区 長

年 月 日付で申請のあったまちづくりコンサルタントの登録期間の延長については、登録すること（登録しないこと）を決定したので、通知します。

記

延長する	名 称	
	登録番号	
	登録年月日	
	現行有効期限	年 月 日まで
	延長有効期間	年 月 日まで
延長しない	理 由	

別記第 6 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

まちづくりコンサルタント登録変更届

（あて先）板橋区長

申請者 住所
氏名

〔 法人にあつては、その事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

板橋区まちづくり事業支援要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、申請内容に変更があつたので、届け出ます。

記

1 変更事項

2 変更理由

3 添付資料

別記第7号様式（第6条関係）

年 月 日

まちづくりコンサルタント登録辞退届

（あて先）板橋区長

申請者 住所
氏名

〔 法人にあつては、その事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

板橋区まちづくり事業支援要綱第6条第2項の規定に基づき、登録を辞退するので、
届け出ます。

記

登録辞退理由

別記第 8 号様式（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

まちづくりコンサルタント登録取消通知書

様

板 橋 区 長

板橋区まちづくり事業支援要綱第 6 条第 3 項の規定に基づき、まちづくりコンサルタントの登録を取り消したので、通知します。

記

1 取消年月日

2 取消理由

年 月 日

まちづくりコンサルタント派遣申請書

（あて先）板橋区長

申請者 住所
氏名

〔 法人にあっては、その事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

板橋区まちづくり事業支援要綱第7条の規定に基づき、まちづくりコンサルタントの派遣を受けたいので、申請します。

記

- 1 派遣を受けようとする目的

- 2 まちづくりコンサルタントに依頼する業務

- 3 まちづくりグループのこれまでのまちづくり活動

- 4 添付書類
 - (1) 構成員名簿
 - (2) 地区現況図
 - (3) その他区長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

まちづくりコンサルタント派遣決定通知書

様

板 橋 区 長

年 月 日付で申請のあったまちづくりコンサルタントの派遣について、派遣を承認したので、通知します。

記

派遣する まちづく りコンサ ルタント	氏 名 又 は 名 称	
	住 所	
	連絡先	<u>電話</u> <u>メール</u>
派遣するまちづくりコンサルタントの業務内容		

別記第 1 1 号様式（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

まちづくりコンサルタント派遣不承認通知書

様

板 橋 区 長

年 月 日付で申請のあったまちづくりコンサルタントの派遣について、派遣は不承認としたので、通知します。

記

派遣しない理由

年 月 日

まちづくりコンサルタント派遣実績報告書
（一次派遣業務・二次派遣業務）

（あて先）板橋区長

まちづくりコンサルタント

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、その事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

年 月 日付
下記のとおり、報告します。

第 号で派遣決定のあつた本件については、

記

1 派遣の日時及び場所

（1）日 時

（2）場 所

2 業務内容

3 今後のまちづくりへの所見

年 月 日

まちづくりコンサルタント派遣実績報告書
（三次派遣業務）

（あて先）板橋区長

まちづくりコンサルタント

住 所

氏 名

〔 法人にあっては、その事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

年 月 日付
下記のとおり、報告します。

第 号で派遣決定のあった本件については、

記

1 派遣業務の実施期間

自 年 月 日
至 年 月 日

2 業務内容

3 費用の算定